



障害のある人もない人も共に支え合う社会へ

すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために「障害者差別解消法」がつけられました。
 この法律では、行政機関や民間事業者が障害のある人への“合理的配慮”を行うことが求められています。正当な理由なく、障害を理由に事業者がサービスの提供を断ったり、条件をつけたりすることは禁止されています。
 不当な差別的扱いを受けたなど、困ったことがあれば、社会福祉課へ相談してください。
 ☎社会福祉課 ☎820-5635

障害者差別に関する相談は『つなぐ窓口』へ

内閣府では令和5年10月から、障害者差別に関する試行相談窓口『つなぐ窓口(2025年3月下旬まで)』を設置し、適切な相談機関と調整し取り次ぎを行っています。
 障害に関するさまざまなお困りごとは『つなぐ窓口』へご相談ください。
 ☎0120-262-701 (10:00~17:00 祝日・年末年始を除く)
 ✉info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp



犯罪に遭ったとき、相談してください

刑法犯罪の認知件数は2年連続で上昇しており、町民の誰もが予期せぬ犯罪被害に巻き込まれる可能性があります。警察への届け出を躊躇しているようなことについても幅広く相談に対応しています。
 相談は無料、秘密は厳守されます。少しでも気になることがあれば連絡してください。

〈電話での相談窓口〉

- 性被害ワンストップセンターひろしま
性別を問わず性被害にあわれた人の相談に応じています。
☎24時間365日受付
☎(無料ダイヤル) ☎#8891
※NTT光からご利用の場合 ☎0120-8891-77
(直通ダイヤル) ☎298-7878
※直通は通話料がかかります。
- 公益社団法人広島被害者支援センター
事件や事故にあった、心に深い傷を負った、家族が被害を受けたなど、さまざまな相談に応じています。
☎月~土曜日 9:00~17:00
(祝日、お盆、年末年始を除く)
☎☎544-1110

(生活環境課)



家屋を取り壊したら手続きが必要です

固定資産税は毎年1月1日時点の状況に基づいて課税されます。
 家屋を取り壊した人は、以下の手続きを行ってください。

【登記済家屋の取り壊し】

法務局で滅失登記の手続きをしてください。

【登記していない家屋の取り壊し】

取り壊し後に「家屋滅失届出書」を役場1階税務住民課へ提出してください。

「家屋滅失届出書」は町ホームページからダウンロードできます▶



☎税務住民課固定資産税グループ ☎820-5603



都市計画変更案の縦覧を行います

都市計画の変更案の縦覧を行います。計画に対して意見がある場合は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

☎12月9日(月)~12月23日(月)

※閉庁日を除く平日8:30~17:15

①「広島圏都市計画区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)」

【担当】広島県
☎☎役場2階都市整備課 ☎820-5608
☎☎広島県庁都市計画課 ☎513-4117

②「広島圏都市計画用途地域」

【担当】熊野町
☎☎役場2階都市整備課 ☎820-5608



筆の日週間イベント 共催事業者を募集しています

町では、筆文化の振興と筆産業の発展を目的とし、毎年春分の日を「筆の日」としています。
 今年度の「筆の日」は3月20日(木・祝)です。イベントを盛り上げるため、筆に関するワークショップなどを開催する事業所を募集しています。

▷イベント開催期間

【筆の日週間】令和7年3月17日(月)~23日(日)

☎令和7年1月10日(金)まで

☎産業観光課 ☎820-5602

✉kanko@town.kumano.lg.jp

☎詳細は町ホームページからご確認ください▶



Let's チャレンジ ~曜日と教科の紹介「日曜日」と「道徳」~



日曜日

- ①人差し指で下唇をなぞるように動かす。「唇の色」
- ②両手のひらを下に向け、両側から近づけてつける。「休み」



道徳

両手を握り、手の甲を前に向けて、小指側をトントンと2回くらい打ち合わせる。「マナー」

—およろこび—

(10月届け出分・敬称略)

- 前原 恵 菜 (呉 地)
- 倉岡 樹 生 (出来庭)
- 原 藤 朱 唯 (〃)
- 竹下 陽 葵 (中 溝)
- 田 中 咲 (城之堀)
- 福岡 望 慶 (〃)
- 井上 陽 葵 (〃)
- 佐々木 月 葵 (川 角)
- 後藤 大 翔 (〃)
- 法 地 湊 大 (〃)

—おくやみ—

(10月届け出分・敬称略)

- 辻 田 博 郎 (90・呉 地)
- 中 井 格 (91・萩 原)
- 福垣内 輝 視 (89・〃)
- 基 信 ハルミ (73・城之堀)
- 大 津 久美子 (81・〃)
- 田 中 洋 右 (83・初 神)
- 山 野 智要之亮 (88・川 角)
- 玉 木 弘 男 (78・〃)
- 佐 武 昌 子 (70・貴 船)
- 古毛堂 寶 (93・石 神)

およろこび・おくやみコーナーに掲載を希望する人は、税務住民課へ届け出る際にお申し出ください。
(税務住民課戸籍住民グループ)

納税(町税等)

今月の納期限 12月25日(水)

固定資産税	第3期分
国民健康保険税(普徴)	第6期分
後期高齢者医療保険料(普徴)	第6期分
介護保険料(普徴)	第6期分

※納付忘れのない便利な口座振替をご利用ください。

町の人口と世帯数

令和6年10月31日
(前年同月比較)

人口	23,480人 (-52)
男	11,350人 (-29)
女	12,130人 (-23)
世帯数	10,873世帯 (+71)

(住民基本台帳)

【熊野町役場開庁日時】

平日 8:30~17:15
(土、日、祝日、年末年始は休み)

役場の電話番号

総合案内(休日や夜間) ☎820-5600 ☎854-8009

ホームページアドレス
https://www.town.kumano.hiroshima.jp
(携帯電話用アドレスも同じ)
右のバーコードを読み取り機能付き携帯電話で読み取ってください。

総務部	防災無線放送再生ダイヤル
総務課 ☎820-5601	☎820-5640
政策企画課 ☎820-5634	※放送後24時間以内の内容
財務課 ☎820-5632	
産業観光課 ☎820-5602	建設農林部
	建設課 ☎820-5607
住民生活部	都市整備課 ☎820-5608
税務住民課 ☎820-5604(住民)	農林緑地課 ☎820-5638
☎820-5603(税務)	下水道課 ☎820-5609
収納管理課 ☎820-5639	教育委員会(教育部)
防災安全課 ☎820-5631	教育総務課 ☎820-5620
生活環境課 ☎820-5606	教育指導室 ☎820-5621
	教育委員会 ☎855-1110
健康福祉部	議会事務局
社会福祉課 ☎820-5635	☎820-5630
高齢者支援課 ☎820-5605	
子育て支援課 ☎820-5623	会計課
健康推進課 ☎820-5637	☎820-5612
	広島県水道広域連合企業団
	熊野事務所
	☎820-5610